



長野県報

3月17日(木)
令和4年
(2022年)
第288号

目次

規則

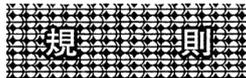
技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(産業人材育成課).....	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課).....	2
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課).....	4
給料の調整額に関する規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	4

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課).....	5
救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定(医療政策課).....	5
救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回(医療政策課).....	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課).....	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(保健・疾病対策課).....	6
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく住所及び事務所の所在地変更の届出(障がい者支援課).....	6
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施(園芸畜産課家畜防疫対策室).....	6
家畜伝染病予防法に基づく注射の実施(園芸畜産課家畜防疫対策室).....	9
保安林の指定施業要件の変更予定(2件)(森林づくり推進課).....	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	10
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課).....	11

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(DX推進課デジタルインフラ整備室).....	12
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課).....	16
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課).....	16
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	17
建築基準法に基づく道路の指定(8件)(建築住宅課).....	17
特定調達契約に係る落札者の決定(教育政策課).....	19
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課).....	20
令和2年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局).....	21



技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第3号

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則(平成29年長野県規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「2級に係るものを受検する35歳未満の者」を「2級に係るものを受検する25歳未満の者(県内の在校生及び在職者に限る。)」に、「35歳以上の者」を「25歳以上の者(県内の在校生及び県外の)」に、

(3) 等級が3級に係るものを受検する35歳未満の者	ア 在校生	知事が別に定める額
	イ ア以外の者	知事が別に定める額

を

(3) 等級が3級に係るものを受検する25歳未満の者	ア 県内の在校生	知事が別に定める額	
	イ 県外の在校生	(イ) 在職者	知事が別に定める額
		(イ) (イ)以外の者	12,100円
ウ ア及びイ以外の者(在職者に限る。)		知事が別に定める額	

に改め、同表の備考の1中「35歳未満の者」を「25

歳未満の者」に、「35歳に」を「25歳に」に改め、同備考の2及び3を次のように改める。

2 「県内の在校生」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 県内に住所又は居所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設、同法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(2)及び5において「施設等」という。)において訓練を受けている者(職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。(2)及び5において同じ。)

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校(2)及び5において「学校等」という。)に在学する者

(2) 県外に住所を有する者(県内に居所を有する者を除く。5において同じ。)であって、県内の施設等において訓練を受けている者又は県内の学校等に在学する者

3 「在職者」とは、受検申請日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。

本則の表の備考に次のように加える。

4 「25歳以上の者」とは、1以外の者をいう。

5 「県外の在校生」とは、県外に住所を有する者であって、県外の施設等において訓練を受けている者又は県外の学校等に在学する者をいう(2の(2)に該当する者を除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

産業人材育成課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月17日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 長野県迷惑行為等防止条例（昭和39年長野県条例第86号）の規定に基づく県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為等の防止に関すること。

第10条の2第1項第9号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に、「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に、「未成年者の」を「20歳未満の者の」に改める。

第11条第4号を次のように改める。

(4) 長野県迷惑行為等防止条例の規定に基づく県民及び滞在者等に著しく迷惑をかける行為等の取締りに関すること。

第12条の2第1項第4号中「航空機、」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第15条第1号中「こと」の次に「(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第16条の2第1項第8号中「に関与する犯罪組織の実態解明」を「の捜査」に改める。

第23条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「(外国人によるものを除く。)」を「その他警備犯罪」に、「こと」を「こと(警備第一課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同条を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。

第24条第1号を削り、同条第2号中「その他警備犯罪」及び「(警備企画課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条のうち「前条第4号のアからエまでに掲げる」を「前条第5号に規定する」に、「外国人」を「外国人及びその活動の本拠が外国に在る日本人」に改め、同条を同条第1号とし、同条第3号中「こと」の次に「(前条第4号に規定する活動に関するものを除く。)」を加え、同条を同条第2号とする。

第25条第2項中「災害警備並びに災害その他の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 災害警備に関すること。
- (2) 災害その他の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (3) 航空機の運用に関すること。

第25条に次の1項を加える。

4 警備第二課に、航空機の使用及び管理に関する業務をつかさどらせるため、航空隊を付置する。

別表第1の刑事部の項中「特殊詐欺係 特捜班」を「特捜班」に、「薬物・銃器対策係」を「薬物・銃器対策係 特殊詐欺係」に改め、同表の警備部の項中「企画係 第一係 第二係 第三係 第四係」を「企画係 第一係 第二係 第三係 第四係 第五係」に、

「

第一係 第二係 第三係 第四係

」を「

第一係 第二係 第三係

」に改める。

別表第2の15の中川村片桐警察官駐在所の項及び中川村大草警察官駐在所の項を次のように改める。

中川村警察官駐在所	中川村片桐	中川村
-----------	-------	-----

別表第4の課等の項の次に次のように加える。

総務課	秘書官	警視	警察本部長の秘書事務の掌理及び部下職員の指揮監督
-----	-----	----	--------------------------

別表第4の航空隊の項を削り、同表の警衛・警護室の項の次に次のように加える。

航空隊	隊長	警部又は警察行政職員	隊務の掌理及び部下職員の指揮監督
	操縦士長	警部補	航空機の運航及び部下職員の指揮監督
	操縦士	巡査部長	航空機の運航
	整備士長	警察行政職員	航空機の整備技術業務及び部下職員の指揮監督
	整備士	警察行政職員	航空機の整備技術業務

附 則

この規則は、令和4年3月18日から施行する。ただし、第10条の2第1項第9号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

警務課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月17日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

412	277	146	1,032	286	1,318
-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

445	274	122	1,038	287	1,325
-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

581	760	783	2,297	159	2,456
		140	140		140

」を

「

548	763	812	2,296	158	2,454
		135	135		135

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

警 務 課

給料の調整額に関する規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月17日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第4号

給料の調整額に関する規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第1条 給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の地域部地域課の項中 「

地域部地域課

」を「

警備部警備第二課

」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち 「

広報官 航空隊長

」を「

秘書官 広報官

」に、「

聴聞官

」を「

聴聞官 航空隊長

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月18日から施行する。

人事委員会事務局